マージン率の公開資料

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	株式会社ケイエステック
拠点の所在地	東京都八王子市長沼町 1305-1　1F　A フロアー

※2021 年 6 月 1 日現在

派遣 労働者数	派遣先 事務所数	①　労働者派遣の料金 （1 日 8 時間当たりの平均）	②　派遣労働者の賃金 （1 日 8 時間当たりの平均）	マージン率 (① －②)÷①
611	57	12,783 円	10,528 円	17.6%

※マージン率とは

派遣先より株式会社ケイエステックに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

※マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集経費	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、 登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続き費用・事務所費・通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 会社運営費を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

・入社時導入研修　・安全衛生教育　・マナー研修　・実務研修
・日本語研修　・意識向上研修　・指導者研修　・組織管理研修

3. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か　：締結済み
・労使協定の有効期間の終期　：令和 5 年 3 月 31 日
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　：弁当・惣菜類製造工、電子機器部品組立工、パン・菓子製造工、その他の製品製造等、製品製造・加工処理、金属製品製造工、パルプ・紙・紙製品製造工、フォークリフト運転作業員、精殻・製粉製造工等、クリーニング職、めん類製造工の業務に従事する派遣労働者